本答申は，情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

答申保第２４号
平成23年９月20日
（諮問保第28号関係）

答　　　　申

1　審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が，本件異議申立ての対象となった保有個人情報利用停止請求について，利用不停止とした決定は，妥当である。

2　異議申立ての内容

(1)　異議申立ての経緯

異議申立人は，鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第34条第１項の規定に基づき，平成21年３月10日付けで，「平成20年10月31日付け子ども第506号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の利用停止請求を行った。利用停止請求に係る個人情報の内容は，異議申立人が平成17年１月28日に婦人相談所に来所した際の一時保護の決定から廃止までの「相談内容と処理状況」の欄中の異議申立人に関する情報であり，求める措置は，利用の停止，消去及び提供の停止である。

これに対し，実施機関は，平成21年４月８日付け子福第15号で保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後，本件処分を不服として，平成21年４月20日付けで異議申立てがなされたものである。

(2)　異議申立ての趣旨

「本件処分を取り消す」との決定を求めるというものである。

(3)　異議申立ての理由

異議申立人が，異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は，要約すると次のとおりである。

ア　私の個人情報は，先方利益になるように後追いで改ざん，ねつ造されたものである。

イ　私の不利益が拡大し身の危険があるため，処分の取消しを求め，事件の解決を望む。

ウ　開示された私の個人情報は，事実無根，人権侵害も甚だしい内容がねつ造されていた。

エ　処分理由説明書の「利用不停止の理由」の内容は嘘。私の個人情報は，後追いで偽りの手段その他不正な手段により取得されたものが情報ソースになっており，行為そのものが犯罪である。

オ　処分決定の前提としての行政庁の事実認定の誤りがあることを指摘したい。即ち，裁量権行使の前提を欠くことになるので裁量権の逸脱濫用に該当すると考えられるた

め，処分決定を不当と考え，処分の取消を求めたい。

カ　2008年５月２日に開示のあった保有個人情報（諮問保第18号分）は，形式上は職員の氏名や印があるが，パソコンで文字を平打ちしただけのもので，職責も文責もわからない作文だ。

キ　安心した日常生活を送れずにいる。行政庁の長の早急な対応を望む。

３　異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の利用不停止決定通知書，実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は，次のとおりである。

ア　利用停止請求に係る個人情報は，異議申立人が婦人相談所に来所した際に，一時保護の申請から廃止までの間に異議申立人が相談した内容を記録した情報であり，適法な取得である。

イ　請求理由の「内容が事実と異なり，（中略）被告訴人側に有利になるように作成されているため，本人の人権侵害を助長し，不利益を被る」は，相談記録票は，当時，本人が相談した内容を聞き取りにより記録したもので，適正に取得した情報であり，本人及び他の個人の利益になるために記載することはなく，その事実もない。

ウ　利用目的は，一時保護に係る事務及び事業であり，適法である。

エ　相談記録票の利用及び提供については，一時保護の事務及び事業に利用するもので，当該事務事業以外には利用するものではなく，利用目的以外の目的のために提供することはない。実際にも，一時保護の事務及び事業に利用しているのみであり，提供していない。

４　審査会の判断

(1)　審査の経過

審査会は，本件異議申立てについて，以下のような審査を行った。

年　月　日	審　査　の　経　過
平成21年５月18日	諮問を受けた。
６月22日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
７月１日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
７月31日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年５月25日	諮問の審議を行った。
６月２日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
８月25日	諮問の審議を行った。

(2)　審査会の判断

ア　本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，本件利用停止請求に先立ち，異議申立人が条例第11条第

１項の規定に基づき行った保有個人情報の開示請求に対して，実施機関が平成20年10月31日付けで行った一部開示決定に基づいて開示した，「異議申立人が平成17年１月28日に来所し，一時保護の決定から１月31日に廃止されるまでの相談内容と処理状況」（以下「相談記録票」という。）に記載された異議申立人に係る保有個人情報である。

異議申立人は，内容が事実と異なる等として，保有個人情報の利用の停止及び消去並びに提供の停止を求めており，これに対して実施機関は，「適法な取得である」，「利用目的は適法である」，「利用目的以外に提供していない」，「適正に取得した」と説明している。

異議申立人は，利用不停止とした処分を取り消すとの決定を求めていることから，本件対象保有個人情報が不適法な取得と認められるか，利用目的を超えた個人情報を保有していると認められるか及び利用目的以外に利用・提供していると認められるかについて，検討する。

イ　利用停止請求（条例第34条及び第36条）について

条例第34条は，「何人も，自己を本人とする第26条第１項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは，この条例の定めるところにより，当該保有個人情報を保有する実施機関に対し，当該各号に定める措置を請求することができる。」とし，請求することができる場合及び求めることのできる措置として，同条第１項において「⑴ 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき，第３条第２項の規定に違反して保有されているとき，又は第８条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去，⑵ 第８条第１項及び第２項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止」と規定されている。

また，条例第36条においては，「実施機関は，利用停止請求があった場合において，当該利用停止請求に理由があると認めるときは，当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で，当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定されている。

ウ　本件請求対象保有個人情報が不適法な取得と認められるか（条例第34条）について

(ｱ)　条例第34条第１項第１号について

条例第34条第１項第１号においては，「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき」当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨規定されている。

(ｲ)　本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について，異議申立人はその消去又は利用停止を求めてい

本答申は，情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

る。

実施機関の説明及び当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところによると，本件利用停止請求に係る保有個人情報は，異議申立人が婦人相談所に来所し，一時保護の決定から廃止までの間に相談した内容と処理状況を記録した情報であり，相談者への対応に当たるため，本人が相談した内容を聴き取りにより記録したものと認められ，不適法な手段によって取得されたものとする特段の事情は認められない。

したがって，実施機関が本件対象保有個人情報を取得したことは，適法でないとは認められず，条例第34条第１項第１号の要件に該当しないと認められるため，条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず，保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

エ　利用目的を超えた保有と認められるか（条例第３条）について

(ｱ)　個人情報の保有の制限（条例第３条）について

条例第３条第２項は，「実施機関は，前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて，個人情報を保有してはならない。」と規定されている。

(ｲ)　利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について，異議申立人はその消去又は利用停止を求めている。

実施機関の説明及び当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところによると，本件文書は，一時保護事務に関し，相談者の住所，氏名等や相談の内容を記録するために実施機関が作成した文書であり，その内容については，相談者への対応のために必要であるとする実施機関の説明は首肯できるものであり，利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されていると認めるに足る特段の事情は認められない。

したがって，本件対象保有個人情報が，実施機関において，条例第３条第２項の規定に違反して保有されているものとは認められない。

よって，実施機関が対象保有個人情報を保有することは，条例第３条第２項所定の保有の制限を超えるものではなく，条例第34条第１項第１号の要件に該当しないと認められるため，条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず，保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

オ　利用目的以外に利用・提供していると認められるか（条例第８条）について

(ｱ)　利用目的以外の利用・提供の制限（条例第８条）について

条例第８条第１項は，「実施機関は，法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き，利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し，又は提供してはならない。」と規定している。

また，同条第２項において，「前項の規定にかかわらず，実施機関は，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し，又は提供することができる。ただし，保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し，又は提供することによって，本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは，この限りでない。」と規定している。

(ｲ)　本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件請求対象保有個人情報について，異議申立人はその消去又は利用停止及び提供の停止を求めている。

実施機関の説明及び当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところによると，相談記録票の情報は，一時保護の事務及び事業に利用するもので、当該事務事業以外には利用するものではなく、利用目的以外の目的のために提供することもないとの実施機関の説明であり，実施機関が本件対象保有個人情報を当該業務のために自ら利用していることが認められ，その利用目的以外の目的に利用・提供していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

また，本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから，条例第34条第１項第２号の要件に該当しないと認められるため，条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず，保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

カ　その他の主張について

異議申立人は，その他種々主張しているが，いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって，「１　審査会の結論」のとおり判断する。